

秋田県無電柱化推進計画



令和元年 1 2 月
秋 田 県

目 次

1	はじめに	1
2	本計画の位置づけ	2
3	秋田県における無電柱化の現状	3
4	無電柱化の推進に関する基本的な方針	3
	1) 基本方針	3
	2) 無電柱化の対象道路	3
5	無電柱化の手法	5
	1) 地中化方式	6
	2) 地中化方式以外の手法	7
6	無電柱化推進計画の期間	7
7	無電柱化の推進に関する目標	7
8	無電柱化の推進に関する施策	9
	1) 多様な事業手法による無電柱化の促進	9
	2) 占用制度の運用	11
	3) 関係者間の連携の強化	13
9	施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するための取り組み	13
	1) 公報・啓発活動	13

1 はじめに

無電柱化は、昭和60年代初頭から全国的に整備が進められてきており、秋田県においても、電線共同溝などによる整備が行われております。

道路上の電線や電柱は景観を損なうだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、また、近年では地震や台風などで倒壊した電柱により道路閉塞が発生し、避難や救助活動に支障をきたすなど、様々なリスクを有しています。

こうした中、平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」（以下、「無電柱化法」という。）が施行され、無電柱化について、国民の理解と関心を深めつつ、国、地方公共団体、関係事業者の適切な役割分担の下、より一層推進していくこととなりました。

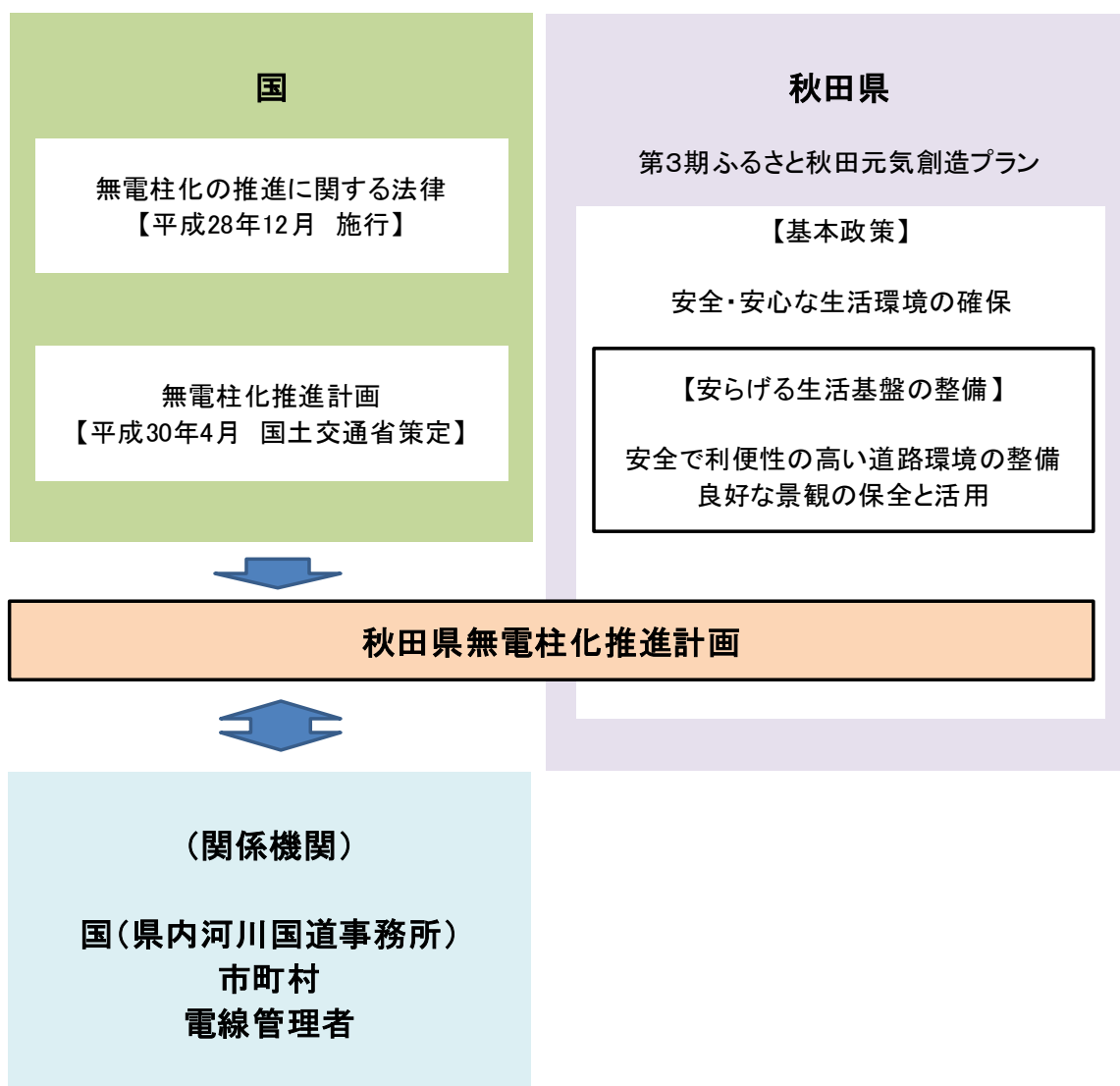
また、無電柱化法第8条においては、国の策定する「無電柱化推進計画」を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である「都道府県無電柱化推進計画」を定めるよう努めることとされております。

本計画は秋田県における「都道府県無電柱化推進計画」として、基本的な方針と無電柱化を推進するための施策を定めたものであります。

2 本計画の位置づけ

本計画は、「無電柱化の推進に関する法律」の第8条に規定される「都道府県無電柱化推進計画」であり、県の「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」の基本政策に関わる無電柱化事業を推進するため、本県に関する無電柱化の基本的な方針などを定めたものです。

【計画の位置づけ】



3 秋田県における無電柱化の現状

秋田県では、昭和61年度から主に都市部の主要駅周辺や緊急輸送道路等で無電柱化を進めて来ました。しかし、平成30年度末時点の整備延長は約41km（上下線ベース）程度に留まっており、県内すべての一般道路約23,600kmに対する無電柱化率は0.7%と整備が進んでいないのが現状です。今後、さらなる無電柱化の推進を図る必要があります。

※無電柱化率：東北地方整備局資料より

4 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 基本方針

秋田県では、道路の防災機能向上や安全で快適な歩行者空間の確保、良好な景観形成・観光振興を目的に国、市町村、関係事業者との連携の下、県民の理解と協力を得ながら無電柱化を推進してまいります。

2) 無電柱化の対象道路

1) 基本方針に基づき、以下の道路について優先的に無電柱化を推進してまいります。

① 防災のために必要な道路

秋田県緊急輸送道路ネットワーク計画に位置付けられている緊急輸送道路や、各自治体が策定する地域防災計画の避難路等について、無電柱化を推進します。特に、都市部の幹線道路については、重点的に整備を行ってまいります。

【緊急輸送道路の通行を妨げる電柱】



※国道7号 秋田市内

② 安全・円滑な交通確保のために必要な道路

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路や移動等円滑化基本構想に位置付けられた生活関連経路等のバリアフリー化が必要な道路及び通学路などにおいて、安全で移動しやすい歩行空間を確保するため、無電柱化を推進します。

【歩行者の通行を妨げる電柱】

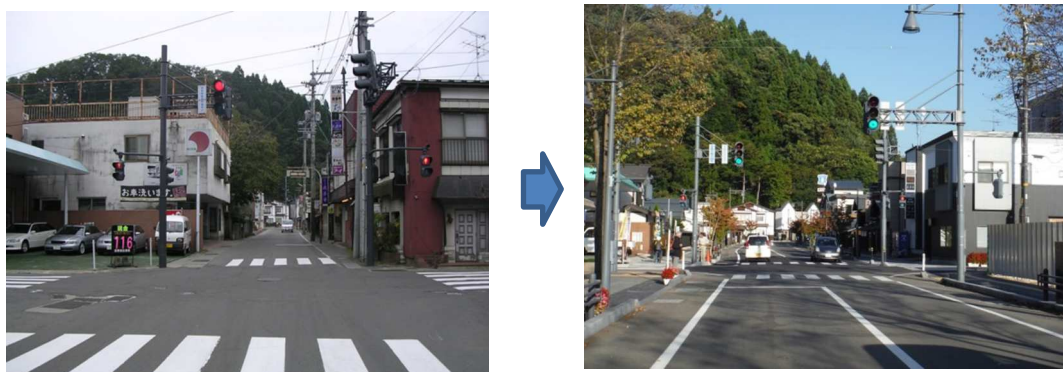


※国土交通省HPより

③ 景観形成・観光振興のために必要な道路

重要伝統建造物群保存地区や地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に位置づけられた地域などにおける良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進します。

【無電柱化による良好な景観の形成】



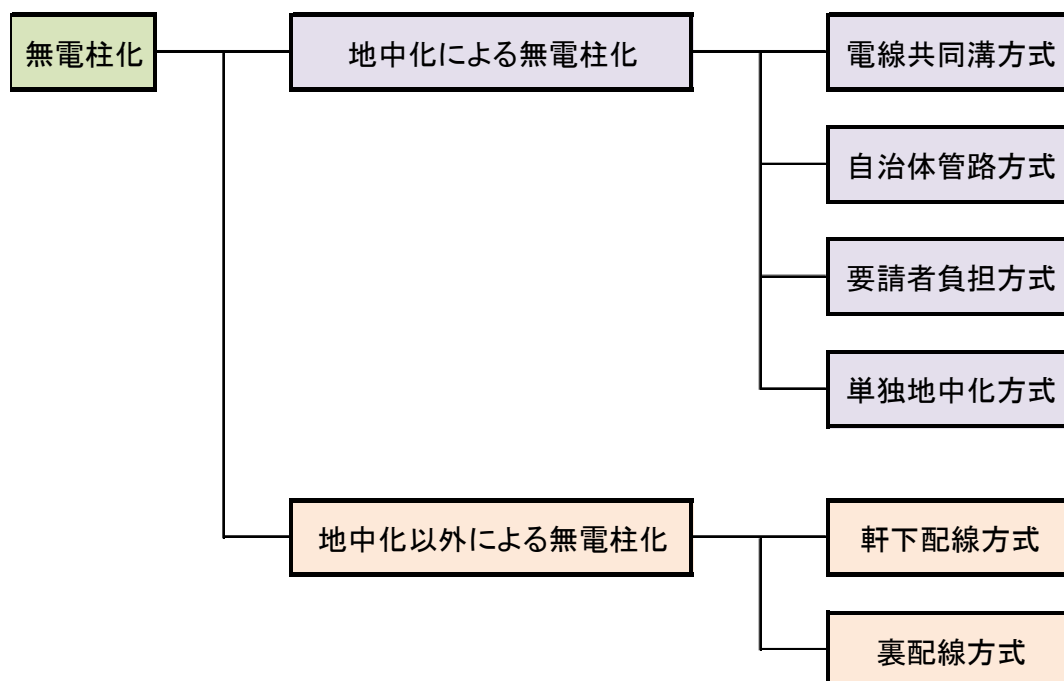
※一般県道 日三市角館線 仙北市角館町

④ 道路事業等が行われる道路

上記①から③の道路において道路新設及び改築事業や街路事業などが実施される際には関係事業者等と調整のうえ、無電柱化を一体的に整備し効率的に無電柱化を推進します。

5 無電柱化の手法

無電柱化は、整備する地域の実情に応じ、以下の手法により実施します。

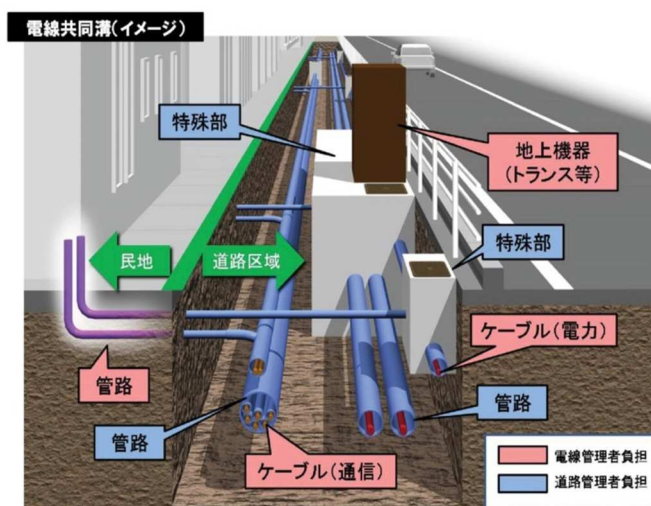


(無電柱化の手法)

1) 地中化方式

① 電線共同溝方式

「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、電線の設置及び管理を行う 2 以上の者の電線を収容するため、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線、地上機器を整備する手法。



※国土交通省HPより

② 自治体管路方式

管路設備を地方公共団体が整備し、残りを電線管理者が整備する手法。構造は電線共同溝とほぼ同じ管路方式が中心であり、管路等は道路占用物件として地方公共団体が管理します。

③ 要請者負担方式

要請者が整備する手法で、原則として費用は全額要請者が負担します。

④ 単独地中化方式

電線管理者が自らの費用で地中化を行う手法であり、管路等は電線管理者が道路占用物件として管理する方式。

2) 地中化方式以外の手法

① 軒下配線方式

無電柱化したい通りの脇道に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下や軒先に配置する手法。

② 裏配線方式

無電柱化したい主要な通りの裏通り等に電線類を配置し、主要な通りの沿道の需要家への引き込みを裏通りから行い、無電柱化する手法。

6 無電柱化推進計画の期間

本計画の期間は令和元年度から令和5年度までの5年間とします。

7 無電柱化の推進に関する目標

本計画期間内における無電柱化の推進に関する目標を次のとおりとし、無電柱化に取り組んでまいります。



※県内すべての道路（直轄及び補助国道、県道、市町村道）

※目標値は工事着手延長

【秋田市エリア】

都市部における「緊急輸送道路」や「あんしん歩行エリア」の整備、街路整備事業などに併せた無電柱化に取り組みます。

(整備路線)

- 国道7号、国道13号、(主)秋田岩見船岡線、(主)秋田天王線、(主)秋田北野田線、(市道)千秋久保田町線、(市道)川尻総社通り線

【大館市エリア】

都市部における「緊急輸送道路」や「歴史まちづくり」の整備、街路整備事業などに併せた無電柱化に取り組みます。

(整備路線)

- 国道7号、(主)大館十和田湖線、(主)大館停車場線

【由利本荘市エリア】

都市部における「緊急輸送道路」や「あんしん歩行エリア」の整備、街路整備事業などに併せた無電柱化に取り組みます。

(整備路線)

- (主)羽後本荘停車場線

8 無電柱化の推進に関する施策

1) 多様な事業手法による無電柱化の促進

従来から実施している電線共同溝方式は、その整備コストが高く無電柱化が進まない要因の一つとなっています。無電柱化の推進を図るため、電線共同溝の整備とともに、つぎの取り組みを実施してまいります。

① 既存ストックの活用

無電柱化区間に電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、コスト縮減や工期の短縮を図り効率的な整備を図ります。

【既設ストックの活用】

既設管路、既設マンホールを利用することによりガス管や水道管などの支障移転を回避しコスト縮減や工期の短縮が可能。

※NTT設備を活用した例

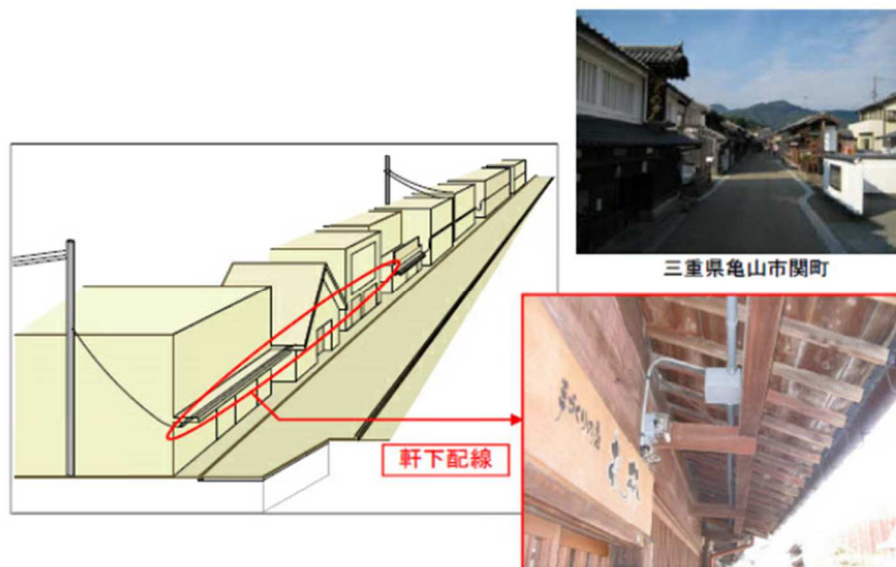


② 地中化以外の方法による無電柱化

沿道の地権者等から合意を得られる地区については、軒下配線方式や裏配線方式などの地中化以外の方法により、効率的に整備を行ってまいります。

【軒下配線方式】

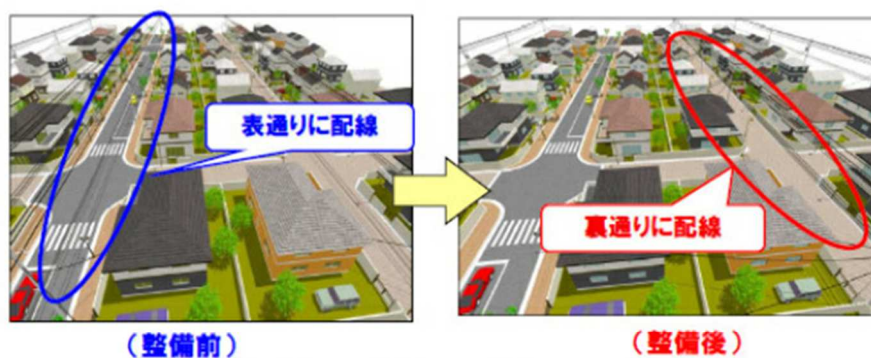
無電柱化したい通りの脇道に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下や軒先に配置する手法



※国土交通省HPより

【裏配線方式】

無電柱化したい主要な通りの裏通り等に電線類を配置し、主要な通りの沿道の需要家への引き込みを裏通りから行い、無電柱化する手法



※国土交通省HPより

③ 低コスト手法の導入

現在、国などで取り組んでいる低コスト手法についても、導入を検討し、コスト縮減や効率的な無電柱化を推進してまいります。

【国における低コスト手法の取組】

管路の浅層埋設 (実用化済)	小型ボックス活用埋設 (実用化済)	直接埋設 (国交省等において実証実験を実施)
現行より浅い位置に埋設	小型化したボックス内にケーブルを埋設	ケーブルを地中に直接埋設
		
・浅層埋設基準を緩和(H28. 4施行) ・全国展開を図るための「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き(案)」を作成(H31. 3発出)	・モデル施工(H28年度～) ・電力ケーブルと通信ケーブルの離隔距離基準を改定(H28. 9施行) ・全国展開を図るための「道路無電柱化低コスト手法導入の手引き(案)」を作成(H31. 3発出)	・直接埋設方式導入に向けた課題のとりまとめ(H27. 12) ・直接埋設用ケーブル調査、舗装への影響調査(H28年度) ・実証実験を実施

※国土交通省HPより

2) 占用制度の運用

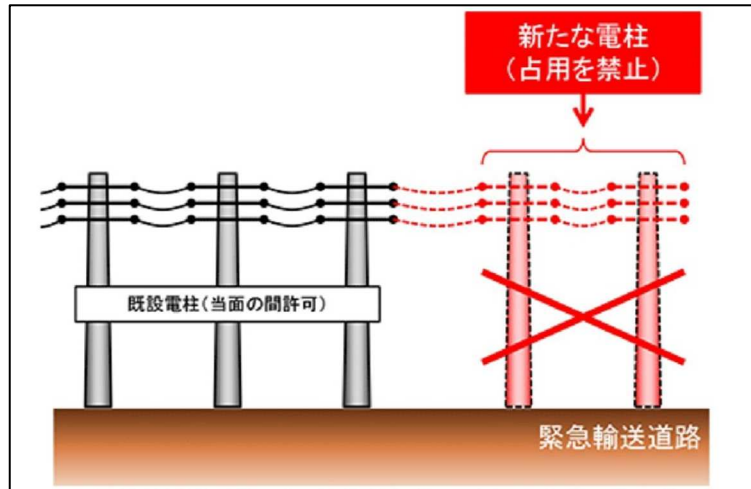
道路における占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進してまいります。

① 占用制限制度の適切な運用

国が防災の観点から緊急輸送道路において実施している、道路法第37条に基づく新設電柱の占用を制限する措置について、秋田県の緊急輸送道路においても実施します。

また、今後、占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施について、国の動向を踏まえ検討します。

【緊急輸送道路の占用制限】

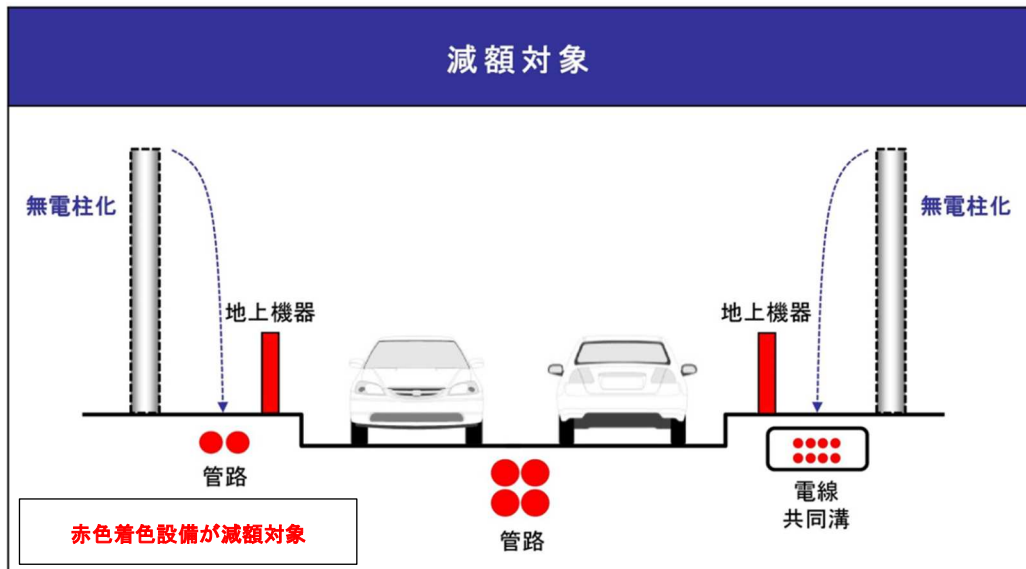


※国土交通省HPより

② 占用料の減額措置

道路における無電柱化を推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置の継続、普及を行ってまいります。

【減額措置の例】



※国土交通省HPより

3) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、交通管理者、電線管理者、地元関係者からなる「秋田県無電柱化調整会議」を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行います。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ地元関係者や道路管理者、電線管理者等による地元協議会等を設置します。

② 民地等の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進めます。

9 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するための取り組み

1) 広報・啓発活動

無電柱化の推進を図るためには、県民の理解と協力が必要であり、その必要性や効果について関心を深めてもらうため、広報や啓発活動について検討してまいります。

<計画策定担当部署>

秋田県 建設部 道路課

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目 1 番 1 号（本庁舎 6 階）

TEL : 018-860-2488
